

上江別中原自治会自主防災組織規程

平成24年11月11日
上江別中原自治会

(名称及び組織)

第1条 上江別中原自治会規約第4条6号の目的を達成するために、上江別中原自治会自主防災組織（以下「中原自防災」という。）を編成し、事務所は本部長宅に置く。

(目的)

第2条 中原自防災は、災害発生時の被害を最小限に抑えるため、上江別中原自治会地域住民の組織的な協力により『自分たちの街は、自分たちで守る』という自発的な防災意識の高揚と、災害時の円滑な応急活動が実施されることを目的とする。

(事業)

第3条 中原自防災は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 防災活動の意識高揚に関すること。
- 2) 災害発生時における情報収集と伝達、初期消火、救出救護、避難誘導の応急活動に関すること。
- 3) 防災本部の運営に関すること。
- 4) 防災訓練に関すること。
- 5) その他自主防災に関すること。

(組織と役員)

第4条 中原自防災に次の組織と役員を置く。役員は上江別中原自治会役員及び区役員があたる。

- 1) 防災本部
本部長1名、会長。
副本部長2名、副会長。
事務局4名、総務部長・副部長、会計部長・副部長。
 - 2) 情報連絡班
班長8名、各区長。 副班長8名、各副区長。
(班長・副班長は、担当区の区長・副区長があたる。)
 - 3) 消火班
班長1名、青少年育成部長。 副班長1名、同副部長。
 - 4) 救出救護班
班長1名、環境部長。 副班長1名、同副部長。
 - 5) 避難誘導班
班長1名、社会福祉部長。 副班長1名、同副部長。
 - 6) 給水・給食班
班長1名、女性部長。 副班長1名、同副部長。
- 2 同条1項の3号消火班、4号救出救護班、5号避難誘導班、6号給水・給食班には区の各部担当役員、災害地近隣の班長及び会員の応急活動への参加協力を得る。

(役員の仕事)

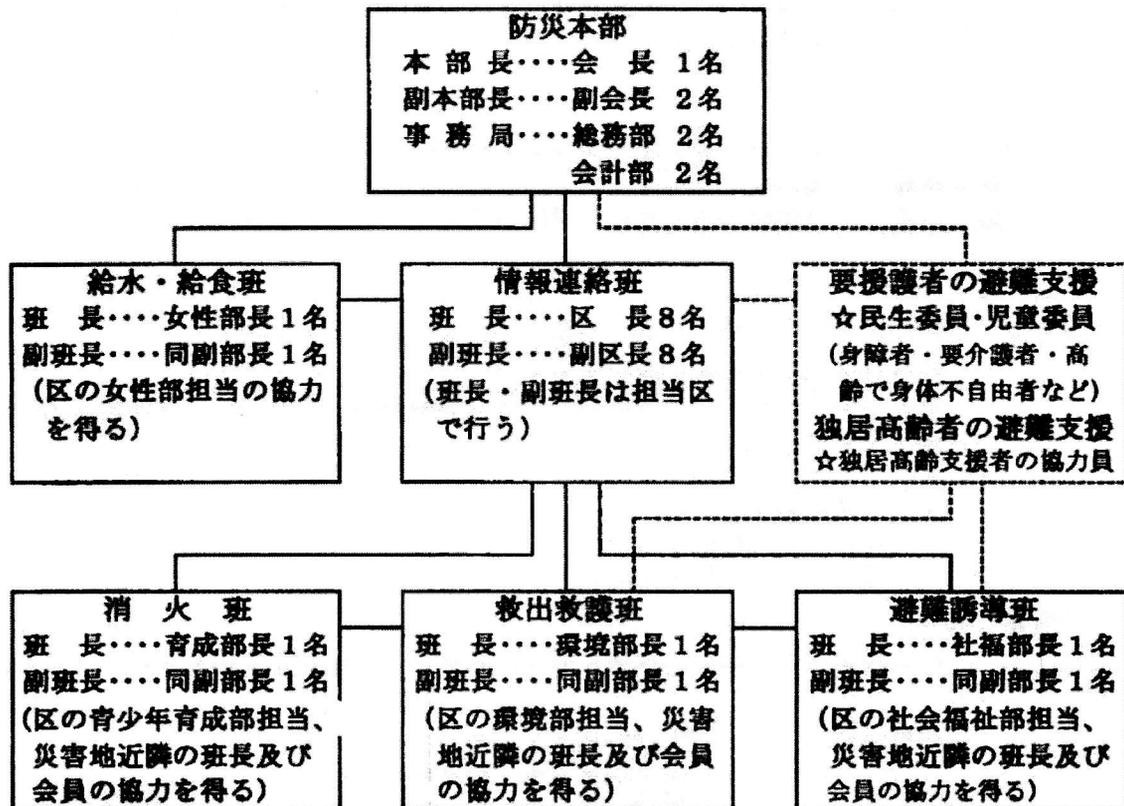
第5条 第4条1項の1号から6号に定める役員の仕事は次の通りとする。

- 1) 本部長は中原自防災を代表し、災害時には応急対策の指揮をとる。
- 2) 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3) 事務局は防災本部の運営業務にあたる。
- 4) 班長は班を統轄し、活動業務を遂行する。
- 5) 副班長は班長を補佐し、活動業務を遂行する。

(組織の編成)

第6条 中原自防災の組織編成は次のとおりとし、防災本部、各活動班、民生委員児童委員及び独居高齢支援者の協力員との連携を密にし、災害時の円滑な応急活動が実施されることを目指す。

【中原自防災組織編成図】



※ 育成部長は青少年育成部長、社福部長は社会福祉部長をいう。

(組織の活動)

第7条 中原自防災の活動内容は次のとおりとし、第3条に掲げる事業として行う。

ただし、災害発生直後の応急活動では危険を伴う活動は避け、安全を考慮したできる範囲の活動を行う。

1) 防災本部。

〔平常時〕○災害時要援護者等の名簿整備。(民生委員児童委員・独居高齢支援者の協力員と連携する。)

○避難訓練の実施及び参加呼びかけ等。

〔災害時〕○災害応急活動の指揮・調整等。

○被害者・避難者の情報収集と確認。

○市防災対策本部へ支援の連絡調整。

○上自連自主防災本部との連携。

○各種情報の集約、活動班との調整。

○収容避難所の自主運営組織づくり。

2) 情報連絡班。

〔平常時〕○地域内危険個所の把握。
○防災関係機関との連携。

＜災害時＞○災害・被害状況の把握と災害本部への情報連絡。
○災害地住民の安否確認等。

3) 消火班。

〔平常時〕○水利の点検。
○消防団との連携。

＜災害時＞○出火防止の呼びかけ。
○初期消火、消防署への火災連絡等。

4) 救出救護班。

〔平常時〕○負傷者の救出救護方法（人工呼吸・止血等の救急処置法）の修得。
○災害時要援護者等の住居確認。（民生委員児童委員・独居高齢支援者の協力員と連携する。）

＜災害時＞○負傷者、災害時要援護者等の救出救助。
○負傷者の応急手当、救急車の手配等。

5) 避難誘導班。

〔平常時〕○避難所の確認と周知。
○災害時要援護者等の住居及び避難誘導方法の確認。（民生委員児童委員・独居高齢支援者の協力員と連携する。）

＜災害時＞○避難誘導経路の安全確認。
○災害時要援護者等の避難誘導等。

6) 給水・給食班。

〔平常時〕○備蓄物の点検及び給水拠点の把握。

＜災害時＞○救援物資の配布。
○飲料水の確保及び炊き出し給食等。

（経費）

第8条 中原自防災の活動経費は、上江別中原自治会事業費の予算内とする。ただし、応急活動において必要な経費が生じた場合は、上江別中原自治会役員会で協議する。

（守秘義務）

第9条 第4条に定める中原自防災組織の役員は、この活動で知り得た個人情報活動を活動関係者以外に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（規程の改廃）

第10条 この規程の改廃は、上江別中原自治会合同役員会で審議し、出席者の過半数以上の承認をもって行う。

付 則

この規程は、平成24年11月11日から施行する。